

聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会条例をここに公布する。

平成31年3月13日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町条例第1号

聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会条例

(設置)

第1条 聖籠町が徴収する手数料、使用料その他税外収入（以下「手数料等」という。）について、社会情勢を踏まえた受益者負担の適正化を図ることを目的とし、聖籠町手数料、使用料等調査審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、前条の目的を達成するため諮問事項について調査審議し、その結果を町長に答申する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は、委員会の所掌事務としない。

- (1) 法令の規定に基づき算定される手数料等
- (2) 条例により他の委員会等の所掌事項とされている手数料等
- (3) 広域的に統一する必要がある手数料等

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共施設利用団体の代表者等
- (3) 一般町民
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する答申をもって終了するものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び代理者)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の徴収等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、税務財政課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。